

令和 6 年第 8 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 6 年 8 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和6年8月1日(木)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第43号 農地法第3条許可について

議案第44号 農地法第18条第1項許可について

議案第45号 農地法第4条許可について

議案第46号 農地法第5条許可について

議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第43号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第44号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第45号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第46号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第47号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第48号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	児 玉 静 雄
4 番	久保田 章 生	5 番	鬼 塚 健 太	6 番	原 恵 子
7 番	川 越 定 光	8 番	金 丸 隆 幸	9 番	徳 地 豊
10 番	川 越 忠 次	12 番	川 越 正 彦	14 番	岡 原 明 美
15 番	持 原 義 信	17 番	片 上 英 行	19 番	高 間 秀 一
20 番	川 越 達 也	21 番	中 村 和 寛	22 番	外 蘭 香
23 番	蛭 原 安 徳	24 番	松 田 真 郎		

5. 欠席委員

11 番	長 友 紘 子	13 番	長 倉 恭 浩	16 番	佐 藤 裕次郎
18 番	田 中 安 子				

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	農地調整係主任主事	領 家 健 志
農地調整係主事	西 岡 恭 子	総 務 係 主 事	石 三 美 鈴

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦

委 員 中 村 和 寛

委 員 児 玉 静 雄

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより、令和 6 年第 8 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11 番、長友紘子委員、13 番、長倉恭浩委員、16 番、佐藤裕次郎委員、18 番、田中安子委員から欠席の届出がありました。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番、児玉静雄委員、21 番、中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をさせます。

○事務局（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等について、タブレットにて資料を御確認ください。

ファイルは、「04 令和 6 年第 8 回総会議案」となります。

なお、議案につきましては、特別な場合を除き 1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は 6 議案を審議いただきます。

議案第 43 号「農地法第 3 条許可について」は 53 件でございます。

議案第 44 号「農地法第 18 条第 1 項許可について」は 4 件でございます。

議案第 45 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。

議案第 46 号「農地法第 5 条許可について」は 19 件でございます。

議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 45 件でございます。

議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」は 49 件でございます。

以上、審議件数の合計は 172 件となります。

御説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 43 号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（西岡） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が、基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。6ページから7ページの番号135が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上、検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号120を御覧ください。本案件は解除条件付きで農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却するなどの、条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件などに加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を担うこと、役員などに1名以上農作業などに従事する者がいることなどの要件があります。

本案件は、3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの126番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号124から129までのところに、蜜源レンゲをつくるために農地を借りるという案件がありますが、こういう経営というのは遊休農地を解消するために有効なやり方ではないかというふうに思います。こういったことを将来的に農政の中で進めると考えられたことはないのか、お伺いしたいです。

○事務局（西岡） 将来的なことにつきましては、事務局のほうではまだ把握はしていませんけれども、今回の申請につきましては、受人は養蜂家ではありません。元々、今回の申請地のうち1筆を耕作されていた青島地区の養蜂家の方が、耕作放棄地を解消したいという思いで今まで営農をされていました。今回、受人は、その思いを継承される形で、農地保全と併せて、養蜂農家の蜜源を提供するためレンゲを栽培される予定と聞いております。

○23番（蛭原委員） 言われていることは分かりました。こういうふうな取組を遊休農地の解消の一環として推進していく考えはありますか。

○事務局（長谷川） 先ほど御説明したように、今回の取組については、地域グループが自発的に、地域活性化の一環として遊休農地を活用した養蜂、蜜源レンゲ栽培の取組をされています。

民間レベルの大規模養蜂農家等ではそういった取組は各所で行われているようです。こういった取組が成功して、評価されていけば、行政のほうでも後押しをするような取組というのは検討できるのかなというふうには考えています。

○議長（川越） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの130番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページの131番から133番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、関連がありますので、6ページの134番から15ページの168番までを議題とします。

○事務局(西岡) 番号134を御覧ください。また、番号135から、15ページの168までを御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、田んぼを高さ5から8メートル盛土し、畑として農地改良を行った後、農地を効率的に利用するため、所有権を移転するための申請です。

まず、お手元の農地法第3条許可資料を御覧ください。

申請地は、2ページの位置図のとおり、清武町加納にあります市立加納中学校から北西に約100メートルに位置する土地です。

3ページに航空写真、4ページに利用計画図、5ページに現況写真を掲載していますので、御参照ください。

関係地権者は15名で、改良後の農地の総面積は1万9,552.6平米になります。そのうち、本案件として交換や贈与などによる所有権移転を行う農地の面積は1万193.86平米です。

申請地は、令和2年8月31日から3年間盛土をし、畑として農地改良をするための一時転用の手続を行っておりました。今回、農地改良などの一体的整備と併せ、分筆登記の手続も終了したことから、農地を効率的に利用するため所有権移転申請に及んだものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、15ページの169番を議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第44号農地法第18条第1項許可について、関連がありますので、16ページから17ページの番号4までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第18条第1項許可について説明いたします。

法第18条第1項の規定では、農地の賃貸借を終了させるために許可を受けなければならないことになっております。今回の申請は通常の賃貸人、賃借人、連名による合意解約の場合に許可を要しない法第18条第6項の届出とは手続が異なり、農業委員会の許可を要する賃借権解除のための申請となっております。

それでは、案件の説明をいたします。番号1を御覧ください。また、番号2から、17ページの番号4までを御覧ください。関連がありますので、併せて説明いたします。

申請人は、賃貸人である宮崎市谷川に在住の個人など4名です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から北東に約1.5キロの場所に位置する土地です。申請地には、平成30年9月14日から農業経営基盤促進法により賃借権が設定されていましたが、賃貸人によれば、権利を設定したときから一度も賃料の支払いもなく、また賃借人は3年ほど前から申請地を耕作しなくなり、休耕状態となっております。こ

のことに加え、賃借人に電話や文書、自宅訪問等で連絡を取ろうと試みるも、いずれも賃借人と接触ができず、合意解約もできない状況です。

今回、当該地が休耕状態であったため、次の耕作者が権利設定を行うこととなりましたが、賃借人の不在により合意解約ができないため、やむを得ず賃借権の解約を求める許可申請に至ったものです。

本案件につきましては、賃料の支払いもなく、耕作もしていないことから、法第18条第2項に規定される「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当することから、法第18条第1項の要件を満たしていると認められたため、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○9番（徳地委員） この案件については、受人が行方不明で、J Aあたりも非常に困っていたわけですが、資金の回収ができない。それで、この物件については上物がありました。それについては競売か何かで第三者に渡ったというのは聞いております。本人がいないため、あえてこれは裁判か何か起こして契約解除に至ったと思っているのですが、そのように解釈してよろしいですか。

○事務局（領家） 上物に対する裁判等があったというのは聞いておりますが、今回に関しては土地の賃借権の設定になりまして、通常、農地法の賃借の解約については農業委員会の許可が要ります。

そのため、裁判は上物だけであったのかと。今回、土地に対しての賃借権の解約になりますので、ここで審議の上、県にお伺いを立てて、認められれば、今日以降解約、権利が消えることになります。

○議長（川越） ほかがございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第18条許可申請、許可相当となりました案件につきましては、8月16日開催予定の県農業会議の常任委員会議に諮問いたします。

議案第45号農地法第4条許可について、18ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準は充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号33を御覧ください。申請人は宮崎市清武町在住の農家です。

申請地は宮崎市清武町にあります宮崎大学病院から西に約700メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を牛舎等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。牛舎は床をモルタル敷にし、屋根をつけ、雨水が家畜排せつ物と混ざることによる汚水発生を防止します。

また、牛舎からのふん尿は堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用するため土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準、一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第46号農地法第5条許可について、19ページから20ページの154番を議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号151を御覧ください。申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は阿波岐原町在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から北に約350メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号152を御覧ください。申請人のうち、渡人は宮崎市丸山1丁目在住の個人、受人は宮崎市大字田吉に本拠を置く水道工事業などを営む法人です。申請地は宮崎市大字加江田にありますこどものくにかから西に約800メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は

一部農地と接していますが、境界から1.5メートル以上の距離を取ることで土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に農振農用地区域で一時転用に該当している案件は番号153、154です。

なお、番号153の案件については、始末書付きの案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号155を御覧ください。申請人のうち、渡人は宮崎市清武町在住の農家、受人は宮崎市祇園在住の個人です。申請地は、宮崎市清武町にあります清武総合支所から北西に約1.7キロメートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は農業振興地域の「農用地区域」となりますが、現在、除外申請中で、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準、一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、21ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、22ページから23ページの165番を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、15番、持原義信委員の退出を求めます。

（15番持原義信委員退室）

○議長（川越） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

15番、持原義信委員の入室を求めます。

（15番持原義信委員入室）

○議長（川越） 次に、23ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、24ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第47号農用地利用集積等促進計画(案)について、25ページから43ページの242番までの新規分、44ページの60番までの更新変更分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、2番、岡武義委員の退室を求めます。

(2番岡武義委員退室)

○事務局(石三) 議案第47号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が25ページの番号200番から43ページの番号242番までの43件、変更分が44ページの番号59番から番号60番の2件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構、渡人の契約期間中に受人が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 議案書の書式についてお尋ねしたいのですが、対価等の欄で、なぜ2つずつ記載があるのか、これは何かの間違いじゃないのでしょうか。

○事務局（石三） この書式については間違いというわけではなく、記載方法については分かりやすくなるよう検討させていただきます。

○議長（川越） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

2番、岡武義委員の入室を求めます。

（2番岡武義委員入室）

○議長（川越） 議案第48号農用地利用集積計画の決定について、45ページから60ページの486番までの利用権設定分を議題とします。

○事務局（石三） 議案第48号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、45ページの番号457番から60ページの番号486番の30件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が2件、新規設定が0件、賃借権の再設定が14件、新規設定が12件となっております。中間管理の特例事業による貸借は2件となっております。

また、59ページの番号485番、60ページの番号486番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します。

71ページの番号504番、505番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買手候補者に最長4年10か月間、農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、61ページから72ページの505番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、61ページの番号487番から72ページの番号505番までの19件でございます。

また、70ページの番号503番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付けが終わり、売り渡す農地中間管理機構の特例事業によるものでございます。

71ページから72ページの番号504、505番につきましては、先ほど説明いたしました59ページの番号485番から60ページの番号486番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付けの後に売り渡すものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件について御説明いたします。

ファイルは「04 令和6年第8回総会報告」となります。総会報告の2ページを御覧ください。

報告第43号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数4件でございます。

報告第44号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数13件でございます。

報告第45号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数12件でございます。

報告第46号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数19件でございます。

報告第47号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数2件でございます。

報告第48号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数26件でございます。

なお、報告第43号、第44号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

また、第45号、第46号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

御説明は以上となります。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見がなければ、報告案件はこれにて終わりにいたします。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 異議なしと認めます。よって、令和6年第8回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時49分閉会